

平成30年9月27日
株式会社 但馬銀行

お客さま各位

「振込規定」の一部改定のお知らせ

平成30年10月に予定されている全銀システムの稼働時間拡大にともない、平日15時以降、土・日・祝日にもATM等から依頼日の当日に振込入金が可能となることを踏まえ、下記のとおり「振込規定」の改定をおこないますので、お知らせします。

記

一、対象規定

規定名	改定箇所
振込規定	4. (振込通知の発信)

二、改定内容

改定前	改定後
<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には、依頼日以後5営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</p>	<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>依頼日の当日に振込通知を発信します。</u> <u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p>

三、改定日

平成30年10月9日 (火)

以上